

連系線長期断面のマーヅン設定方針に対して受領したご意見と本機関回答

電力広域的運営推進機関

項番	意見・質問等	本機関回答
1	<p>長期断面のマーヅン設定の「連系線利用登録に関する方針(案)」に示された方針については下記の通り賛成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成28年2月19日までに提出された長期計画の増加変更は反映される。 ○平成28年2月20日～3月10日までに提出された空容量算出用長期計画の増加変更は反映される。 ○上記より前もしくは同時期に提出済みの年間計画、月間計画等は先着優先の登録を継続する。 <p>弊社は上記を前提として事業計画を行っている件名があり、将来間接オークション方式等が採用された場合に、上記で容量登録された利用計画を将来返上するようなことが無いようにしていただきたい。</p>	<p>本機関の方針(案)の考えに賛意を示されたご意見として承りました。</p> <p>なお、将来、間接オークション方式等連系線利用ルールを見直す場合の経過措置につきましては、「地域間連系線の利用ルール等に関する検討会」において関係事業者から意見聴取のうえ、詳細検討を行っていきたいと考えております。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・小売全面自由化後も旧一般電気事業者は依然として発電分野で圧倒的競争優位にあり、その競争力を活かした小売市場における寡占状態が続いている。電力システム改革の目指す「小売市場における競争環境実現」には「新規参入者の電力調達機会を拡げていく」ことが必須と考えられ、連系線についても新規登録だけでなく既存登録分についても新規参入者が活用できるようにし、「新規参入者の電力調達機会を拡げていく」ことを目指すべき。 ・しかし、今回提案の「新規登録のみを停止し、既存登録分を保持する」方針は、新規参入者の電力調達機会を制限し、競争を阻害するものと考えられる。「P. 1記載の連系線利用登録における課題(競争上の不公平性)」の解決のためにも既存分を含めてすべての連系線利用を新制度に移行すべき。 ・具体的には、「長期固定電源を含む既存分すべての既得権益を排除」した上で金融的送電権を導入し、連系線を公正・公平に割当て最大限効率的に活用していくことを希望する。 	<p>将来、間接オークション方式等連系線利用ルールを見直す場合の経過措置につきましては、「地域間連系線の利用ルール等に関する検討会」において関係事業者から意見聴取のうえ、詳細検討を行っていきたいと考えております。</p>
3	<p>意見箇所： 別紙「長期断面のマーヅン設定について」のP5:連系線利用登録に関する方針(案)</p> <p>意見内容： 再生可能エネルギーをはじめとした電源の効率的な活用を進めるためには既存の連系線の有効活用が極めて重要であるが、現行の先着優先ルールの下では連系線の利用率は必ずしも高くない。また、資料において指摘されているように一般負担で建設された連系線が系統利用者にとって不公平な扱いになっている。以上の状況を鑑みると、連系線利用登録に係るルールは速やかに見直すべきであり、資料にて提案されている「長期利用計画について新規・増加の容量登録を停止する」方針案に賛成する。</p>	<p>本機関の方針(案)の考えに賛意を示されたご意見として承りました。</p>